

法定検査は2種類

②毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

申し込み方法

県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書の様式は、指定検査機関に送付してもらうか、環境整備課にある備え付けのものを利用してください。

①使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。

検査期間

使用開始後3か月が経過した日から5か月以内

申し込み方法

浄化槽設置届の提出時に検査の依頼書を添付してください。

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査を受検せず、勧告・改善命令に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

詳しくは、市のホームページをご覧ください



浄化槽の法定検査は、受検する義務があります！

検査は、次の県知事指定検査機関が行います

- ▷ (公社) 広島県環境保全センター (☎082-849-6411) ▷ (公社) 広島県浄化槽協会 (☎082-569-5540)

9月号の記事に誤りがありました

特例補助金の掲載で、正しくは、の区域が汲み取り便槽、単独処理浄化槽からの転換のみ対象となります。訂正して、お詫びいたします。

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)

パソコンやスマートフォンで、いつでも回答可能
インターネット回答をお願いします

インターネット回答利用ガイドに記載されているログインIDとアクセスキーを、専用サイトに入力

およそ16問の質問に、回答してください。

詳しくはホームページを
ご覧ください。



インターネット回答
・紙での回答期限

10月7日(水)

10月8日～20日に、回答がなかった世帯には調査員証を持った調査員が訪問します。国勢調査は、日本に住む全ての人と世帯を対象にした、国の最も重要な調査です。皆さんの回答をお願いします。また、国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどに注意してください。

紙の調査票でも回答できます

紙の調査票での回答を希望する人は、郵送提出用封筒で提出するか、調査員に直接提出してください。

▷ 国勢調査コールセンター…☎0570-07-2020
※IP電話の場合は☎03-6636-9607。設置期間は10月31日(土)まで。受け付け時間は土・日曜日、祝日を含む8時～21時。

▷ 市役所総務課…☎43-7115
※受け付け時間は、土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分。

令和2年国勢調査を実施しています！